

**定期購入のトラブルが起きています**



**一回だけ試すつもりが  
翌月も送られてきた  
健康食品**

健康食品などの通信販売で、「定期購入」が条件となっており、その期間は解約できない契約が増えています。購入前には、販売サイトの広告表示や最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品ルールをよく確認しましょう！

## 確認

- ・解約・返品はできるかどうか
- ・返品可能な場合には返品期間・送料負担はどちらになるのか？
- ・初回・モニター・お試しは契約条件に要注意!!



不審に思ったときは、

**警察や消費生活総合センターへすぐに相談を！！**

消費者ホットライン . . . . . ☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内) . . ☎366-1319

**高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)**

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

